

鹿市監第45号

令和7年5月27日

鹿島市長 松尾勝利様

鹿島市監査委員 村田敏樹

鹿島市監査委員 山口孝

令和6年度 定期監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した定期監査結果の報告を、同条第9項の規定により別添のとおり提出します。

令和6年度 定期監査結果報告書

第1 監査の対象及び方法

下表のとおり、すべての部署を対象として、令和6年度における予算の執行状況並びに事務事業の進捗と管理、財産の維持管理状況について提出された資料及び関係帳簿類を基に、必要に応じて関係者の説明を求めながら監査を実施した。

監 査 の 対 象 期 間	監 査 の 対 象 部 署
自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 9 月 3 0 日	教育総務課、学校給食センター、水道課、 議会事務局、選挙管理委員会事務局、 農業委員会事務局
自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 1 0 月 3 1 日	市民課、税務課、保険健康課、建設住宅課、 都市計画課、鹿島駅前周辺整備推進室、 環境下水道課、ラムサール条約推進室
自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 1 1 月 3 0 日	総務課、人権・同和対策課、政策調整課、 DX推進室、ゼロカーボン推進室、 広報企画課、財政課、生涯学習課、 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会推 進室、会計課
自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 1 2 月 3 1 日	福祉課、市民交流プラザ、産業支援課、 商工観光課、農林水産課

第2 監査の実施期間

令和6年11月1日から令和7年5月13日まで

第3 監査執行者

監査委員 村田敏樹 山口孝

第4 監査の主眼

地方自治法及びその他の法令等並びに鹿島市監査基準に基づき財務事務及び行政事務が適正に行われているか、また、行政運営が公正で合理的かつ効率的に執行されているかに留意して監査を実施した。

第5 監査の結果

予算の執行状況並びに事務事業の進捗と管理、財産の維持管理状況については、法令等に準拠し概ね適正に執行されていた。

しかしながら、以下のとおり一部において改善や検討を要すると判断される事項が見受けられたので、適正な事務の執行に努められたい。

なお、軽微な誤りや注意を要する事項については、事情聴取の際に、その都度改善を促した。

1 契約事務に関する主な指摘事項

- (1) 業務委託の随意契約において、予定価格調書、決定通知書、監督者決定通知書が作成されていないものがあったので、鹿島市財務規則等に基づき適正に処理されたい。

(対象部署 総務課)

- (2) 業務委託の随意契約において、契約書に定めがある業務着手届、業務主任技術者、業務工程表が提出されていないものがあったので、適正な事務処理に努められたい。

(対象部署 水道課)

- (3) 業務委託の随意契約において、業務の一部について仕様書で履行期限が定められていたにもかかわらず、その期限の経過後に当該業務の期限延長に関する変更契約が締結されていたことから、適正な事務処理に努められたい。

(対象部署 DX推進室)

- (4) 業務委託の契約書において、契約期間の自動更新が行われているものがあったので、地方自治法等に従い見直しをされたい。

(対象部署 市民交流プラザ)

- (5) 物品購入の随意契約に際して、見積合せの結果、適切な理由も無く納入者を最低見積者でない者に決定したものがあったので、地方自治法等に基づき慎重かつ適正な事務処理に努められたい。

(対象部署 教育総務課)

改善を要するものの多くは随意契約によるものであり、契約事務処理において必要な書類が作成されていないものや受託者から提出されていないもの、最低見積者の決定誤り等が見受けられた。

担当者は、鹿島市財務規則や入札・契約制度マニュアルに加え、契約内容の確認など基本的な事項について理解しているかを改めて確認し、不明な点があれば、同僚職員や

上司等に相談しながら、適切な事務処理に努められたい。また、決裁者は、事前承認伺や契約締結伺等の文書内容について慎重に確認を行うとともに、法令はもとより通知等についても再度確認し、適正な契約事務の執行を徹底されたい。

2 補助金等交付事務に関する主な指摘事項

- (1) 交付金事務において、国・県から交付要綱改正の通知があったが、市の交付要綱が改正されていないものがあったので、事業の根拠となる要綱・要領等の整備を確実に行われたい。

(対象部署 農林水産課)

- (2) 補助金事務において、申請者に対して作成された手続き案内チラシに交付要綱で定めた事業完了届の提出期限と異なる期限が記載されていたため、交付要綱に基づいた内容となるよう修正されたい。

(対象部署 環境下水道課)

- (3) 補助金事務において、当初申請の経費配分から内容が大幅に変更されているが変更申請書の提出を求めているものがあったので、鹿島市補助金交付規則及び交付要綱に基づき適正に処理されたい。

(対象部署 商工観光課)

- (4) 補助金事務において、補助対象事業者から提出された補助金交付申請書に修正が生じたため、修正したものを電子メールで受け取り印刷する際に裏紙が使用されていた。相手方が提出した文書を出力する際は、文書の性質や重要性に応じて、裏紙の使用を慎重に判断されたい。

(対象部署 産業支援課)

補助金の交付にあたっては、交付要綱を確実に整備したうえでこれに基づき適正に執行するとともに、単なる前例踏襲にとどまらず、交付要綱の見直しについても定期的に検討されたい。

また、文書管理上不適当な事例が見受けられたことから、職員間で共通認識を図るなど、適正な事務処理に努められたい。今後同様の事例が発生しないよう、文書管理担当課においては職員への周知徹底を図られたい。